

藤沢市議会傍聴規則

制定 昭和37. 12. 20議会規則第1号

改正 平成29. 12. 21議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子席、親子傍聴席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴の手続)

第3条 議会の会議を傍聴しようとする者は、藤沢市議会傍聴受付票（第1号様式。以下「受付票」という。）に、住所及び氏名を記入の上、議会事務局へ届け出て、先着順に傍聴席に入らなければならない。

2 生徒、児童その他の者が、団体で傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者は、議会団体傍聴許可申請書（第2号様式）を議長に提出し、許可を受けなければならない。

3 議長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、議会団体傍聴許可書（第3号様式）を代表者又は責任者に交付する。

4 受付票を届け出た者は、その日に限り傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、次の各号に掲げる席の区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。ただし、議長が必要と認めるときは、傍聴人の定員を増減することができる。

(1) 一般席 63人

(2) 車椅子席 2人

(3) 親子傍聴席 2人

(4) 報道関係者席 10人

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) プラカード等の意思を表示する物を携帯している者

(5) 拡声器その他音声を発する機器類等を携帯している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、親子傍聴席を除き傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては静粛にし、かつ、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大きな声や音を出し、又は騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話、パソコン等情報通信機器は、電源を切ること。
- (8) 書籍、新聞等の閲読をしないこと。
- (9) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(議場への入場禁止)

第8条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(議長の処置)

第12条 この規則に規定しない事項であっても、議長が必要と認めるときは、適宜の処置をとることができる。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。